

官報

号外

平成十一年十二月十四日

○第四百十六回 衆議院會議録 第十一号

平成十一年十二月十四日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件
政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

午後十一時二十二分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

○野田聖子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長松井新君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

(松井新君登壇)

○松井新君 ただいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案の趣旨及びその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成六年改正法附則第九条の規定の趣旨にのっとり、会社、労働組合その他の団体は、資金管理団体に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないこととするともに、資金管理団体は、これに違反して行われる寄附を受けてはならないこと等としております。

以上の規定に違反した者は、一年以下の禁錮または五十万円以下の罰金に処することとしております。

なお、この法律は、平成十二年一月一日から施行することとなっておりますが、ただいま申し上げた罰則に関する規定は、平成十二年四月一日から適用することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会におきまして、委員会提出の法律案とするに決したものであります。

何とぞ、御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後十一時二十六分散会

出席國務大臣

自治大臣 保利 耕輔君

○議長報告

(通知書受領)

一、昨十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律

原子力災害対策特別措置法

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十日、内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五條の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

(要求書受領)

一、去る十日、内閣から、科学技術會議議員に熊谷信昭君を任命したので、科学技術會議設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、公害健康被害補償不服審査委員会に浅野権悦君及び古市圭治君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第一百十三條第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、中央更生保護審査委員会に川原富良君及び櫻井文夫君を任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、公安審査委員会委員に山岸一平君を任命したので、公安審査委員会設置法第五條第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、社会保険審査会委員に加茂紀久男君及び塚本宏君を任命したいので社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、運輸審議会委員に村田恒君を任命したいので、運輸省設置法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、電波監理審議会委員に常盤文克君を任命したいので、電波法第九十九條の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に櫻井孝親君、尚弘子君、中村桂子君及び堀部政男君を任命したいので、放送法第十六條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、労働保険審査会委員に加藤雄雄君及び田村敦子君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十日、本院は、科学技術會議議員に熊谷信昭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に浅野植悦君及び古市圭治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、中央更生保護審査会委員に川原富良君及び櫻井文夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、公安審査委員会委員に山岸一平君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、社会保険審査会委員に加茂紀久男君及び塚本宏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、運輸審議会委員に村田恒君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、電波監理審議会委員に常盤文克君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に櫻井孝親君、尚弘子君、中村桂子君及び堀部政男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、労働保険審査会委員に加藤雄雄君及び田村敦子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

辞任

加藤 紘一君 補欠 宮腰 光寛君
鯨岡 兵輔君 熊代 昭彦君
熊代 昭彦君 鯨岡 兵輔君
宮腰 光寛君 加藤 紘一君

運輸委員

辞任 補欠
岩浅 嘉仁君 鯨岡 俊之君
鯨岡 俊之君 岩浅 嘉仁君

議院運営委員

辞任 補欠
東中 光雄君 佐々木陸海君
山田健治郎君 深田 肇君
佐々木陸海君 東中 光雄君
深田 肇君 山田健治郎君

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 補欠
東中 光雄君 佐々木陸海君
佐々木陸海君 東中 光雄君

理事 丸谷 佳織君(理事長内順一君去る七日委員辞任につきその補欠)
日委員辞任につきその補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員

辞任 補欠
佐藤 勉君 山口 泰明君
山口 泰明君 佐藤 勉君

一、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠
中川 昭一君 栗原 博久君
野中 昭一君 森 英介君
栗原 博久君 中川 昭一君
森 英介君 野中 昭一君

(議案提出)
一、去る十日、議員から提出した議案は次のとおりである。
租税特別措置法の一部を改正する法律案(大島章宏君外三名提出)
少子化社会対策基本法案(中山太郎君外六名提出)

民法の一部を改正する法律案(北村哲男君外八名提出)
消費者契約法案(菅直人君外三名提出)
(議案受領)
一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

消費者契約法案

民法の一部を改正する法律案
(議案送付)
一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案(第四百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
租税特別措置法の一部を改正する法律案(大島章宏君外三名提出)
一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

少子化社会対策基本法案(中山太郎君外六名提出)
民法の一部を改正する法律案(北村哲男君外八名提出)
消費者契約法案(菅直人君外三名提出)
(議案通知書受領)

(議案通知書受領)
一、昨十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案
特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案

一、昨十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方交付税法等の一部を改正する法律案
原子力災害対策特別措置法案
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

(予備的調査要請書受領)
一、昨十三日、次の予備的調査要請書を受領した。
銀行、生保など金融機関の行き過ぎた営業活動による個人債務者、契約者の被害に関する予備的調査要請書(小沢辰男君外四十名提出、平成

十一年衆予調第四号

(予備的調査要請書送付)

一、去る十日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査要請書(前原誠司君外四十名提出、平成十一年衆予調第三号) 建設委員会 送付(質問書提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

函館空港における東京路線のナイトステイの実現に関する質問主意書(金田誠一君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員谷口隆義君提出中小企業金融安定化特別保証制度における「通信業」への融資の保証に関する質問主意書

平成十一年十一月十一日提出
質問 第五号

中小企業金融安定化特別保証制度における「通信業」への融資の保証に関する質問主意書
提出者 谷口 隆義

中小企業金融安定化特別保証制度における「通信業」への融資の保証に関する質問主意書

現在の厳しい経済不況の中で、新たな事業を展開し拡大しようと努力している中小企業に対し、政府はあらゆる手立てを講じて支援を行っていくべきである。小淵総理は今国会を中小企業国会と位置づけられ、所信表明演説の中でも「中小企業等は、新たな雇用や産業を生み出す担い手、いわば我が国経済のダイナミズムの源泉であり、その振興こそが日本経済新生の鍵になると考えます。」と述べられており、中小企業に対して積極的な支援策を講じようとしてきている。

平成十一年十二月十四日 衆議院会議録第十一号

議長報告

ト普及に貢献をしてきた、中小のインターネット・サービス・プロバイダ等を含む「通信業」に対して、信用保証協会からは融資のための保証をしていただけない状況があると聞いている。政府は景気の底入れのために「経済新生対策」として、中小・ベンチャー企業の金融対策に力を注ぐため、また、貸し渋り対策の中小企業向けに「金融安定化特別保証制度」の枠を追加決定している。

このような観点から、「通信業」への信用保証協会からの保証の対策は、緊急を要すると考える。従って、次の事項について質問する。

一 政府は景気の本格的な回復と経済構造改革の推進を目指して十一月十一日に「経済新生対策」を策定されたが、その中でインターネットなどを整備・推進するために、成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革で規制緩和と推進三年計画の前倒しを決められている。その成長産業である「通信業」を支えようという方針にもかかわらず、中小企業金融安定化特別保証制度の融資の保証を受けるための中小企業信用保証法に定められている信用保証対象業種に「通信業」が入っていないのはおかしいのではないかと。

二 郵政省は、「通信業」がこのような中小企業金融安定化特別保証制度の融資の保証を受けられない状況をどのように認識しているのか。

三 「通信業」にはどのような業種があり、また、何社の企業があるのか伺いたい。

四 このような「通信業」を成長産業と認識しているのか伺いたい。

五 「通信業」の中でも、特にインターネット・サービス・プロバイダが保証を受けるのに必要な中小企業信用保証法の信用保証業種の対象に入っていないのは先の経済新生対策の中に入った方向性と逆行するのではないかと。

六 インターネット普及に貢献してきた中小のインターネット・サービス・プロバイダへの支援についてはどのように考えているのか。

七 郵政省は、中小企業庁に対してインターネット・サービス・プロバイダ等を含む「通信業」を中小企業金融安定化特別保証制度の融資の保証を受けるための中小企業信用保証法の信用保証対象業種に入れるよう要望を出さないのか。

八 インターネット・サービス・プロバイダを含む「通信業」を中小企業信用保証法の信用保証対象業種に入れるべきだと思うが、今後の動きについて伺う。

右質問する。

内閣衆質一四六第五号
平成十一年十二月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員谷口隆義君提出中小企業金融安定化特別保証制度における「通信業」への融資の保証に関する質問に対する質問主意書送付する。

(別紙)

衆議院議員谷口隆義君提出中小企業金融安定化特別保証制度における「通信業」への融資の保証に関する質問に対する答弁書

一、三及び八について

中小企業信用保証法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)第一条第一項各号に規定されている中小企業信用保証法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の対象業種については、当該業種に属する中小規模の事業者の数、その資金需要等当該業種の実態に、事業者及び事業者団体の意見を踏まえつつ、関係する省庁間で協議の上、見直しを行ってきたものである。

御指摘の「通信業」については、法令上、その定義を定めたものはないが、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)に基づく「電気通信事業」は、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であり、「第一種電気通信事業」及び「第二種電気通信事業」に分類される。「第一種電気通信事業」は、電気通信回線

設備を設置して電気通信役務を提供する事業であり、「第二種電気通信事業」は、それ以外の「電気通信事業」であって、インターネット接続サービスやボイスメールサービスを提供する事業が含まれる。また、平成十一年十一月一日現在で、第一種電気通信事業者の数は二百十三、第二種電気通信事業者の数は七千二百一十六となっており、電気通信事業者全体では七千三百三十九となっている。

近年、インターネットの普及等により、中小規模の事業者が多い第二種電気通信事業者の数が増加している。一方、民間金融機関の貸出しは依然低調であり、電気通信事業についても他の業種と同様、資金調達を行うことは必ずしも容易ではないと推察される。

このようなことから、電気通信事業を中小企業信用保証法の対象業種に追加することについて関係省庁間の検討を進め、早急に結論を得てまいりたい。

二及び七について

郵政省においても、現状を一、三及び八について述べたとおり認識しているところであり、現在、電気通信事業を中小企業信用保証法の対象業種に追加することについて中小企業庁と共に検討しているところである。

四について

「経済構造の変革と創造のための行動計画」(平成九年五月十八日閣議決定)において、「移動体通信やインターネット等が最近急速な普及を見せている電気通信事業は、社会経済のあらゆる分野での情報通信ニーズの顕在化とともに、事業者間の競争環境の整備等により引き続き成長していくことが見込まれる。」としており、政府としても情報通信関連分野を新規・成長十五分野の一つとして認識することからも明らかのように、電気通信事業は成長産業であると認識している。

平成十一年十二月十四日 衆議院會議録第十一号 議長の報告 政治資金規正法の一部を改正する法律案

五について

政府としては、インターネット接続サービス
を今後成長する分野であると認識しており、
「経済新生対策」(平成十一年十一月十一日経済
対策閣僚会議決定)においてもインターネット
との接続に係る施策が盛り込まれているところ
である。一、三及び八について述べたとお
り、インターネット接続サービスを含む電気通
信事業を中小企業信用保険法の対象業種に追加
することについて検討しているところである。
六について

政府は、インターネット・サービス・プロバ
イダに対し、日本政策投資銀行等を通じた低利
融資制度による支援を行っている。具体的
には、インターネット・サービス・プロバイダは
電気通信事業法上の電気通信事業者に該当し、
日本政策投資銀行等において、電気通信事業者
が電気通信設備を提供するための施設・設備等
を整備するための資金に対する低利融資制度を
設けている。また、中小のインターネット・
サービス・プロバイダは、その多くが第二種電
気通信事業者であり、この低利融資制度の中
で、特に、第二種電気通信事業者が行う過疎地
等におけるインターネット・アクセス拠点の整
備に対する融資に関しては、他の融資に比して
優遇した金利区分を適用することとしている。
このように、インターネットの普及に向け、イ
ンターネット・サービス・プロバイダに対する
支援をこれまでも講じてきているところであ
る。

政府としては、今後とも、中小のインター
ネット・サービス・プロバイダを含む電気通信
事業者に対し、所要の支援に努めてまいりた
い。

(答弁通知書受領)

一、去る十日、内閣から、衆議院議員佐藤謙一郎
君提出建設省直轄の利賀ダムに関する質問に対
して、質問事項について検討する必要がある、

これに日時を要するため、平成十二年二月十六
日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項
後段の規定による通知書を受領した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十一年十二月十四日

提出者

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長 桜井 新

政治資金規正法の一部を改正する法律
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四
号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中、「第二十一条の三第一項
及び第二項並びに第二十二條第一項」を「並びに第
二十二條の三第一項及び第二項」に改め、「並びに
資金管理団体」を削り、同条第三項及び第四項中
「並びに資金管理団体」を削る。

第二十一条の三第三項を次のように改める。
3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び
政治資金団体以外の者に対してされるものは、
各年中において、千万円を超えることができな
い。

第二十二條第一項中「政治活動を」個人のする
政治活動」に改め、「(会社、労働組合、職員団体
その他の団体のするものにあつては、五十万円)」
を削り、同条第二項中、「政治団体がする寄附」を
削る。

第二十二條の二及び第二十六條第一号中「これ
らの規定を同条第三項において準用する場合を含
む。」を「若しくは第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施
行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の政治資金規正法(以
下「新法」という。)第二十六條(新法第二十一條
第一項及び第二十二條の二に係る部分に限る。)の
規定は、この法律の施行の日から平成十二年
三月三十一日までの間に会社、労働組合、職員
団体その他の団体(以下「団体」という。)が資金
管理団体に対してする寄附についてされた行為
に対しては、適用しない。ただし、当該寄附に
より、当該団体が当該期間内に政党及び政治資
金団体以外の者に対してした寄附の額が新法第
二十一条の三第一項第二号から第四号までの各
号の区分に応じ、当該各号に掲げる額の二分の
一に相当する額を超えることとなる場合又は当
該団体が当該期間内に同一の資金管理団体に対
してした寄附の額が五十万円を超えることとな
る場合は、この限りでない。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部
改正)

第三条 政治資金規正法の一部を改正する法律
(平成八年法律第四号)の一部を次のように改正
する。

附則第九条を次のように改める。

第九條 削除

理 由

会社、労働組合その他の団体のする政治活動に
関する寄附で資金管理団体に対してされるものを
禁止する措置を講ずる必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

昨十三日は、会議を開くに至らなかった。